上欄 名称	関係告示	中欄 所在地	地域	下欄 所在地	地域
島田宿大井川川越遺跡	昭和四十一年文化財保護委員会告示第六十号	静岡県島田市河原一丁目 同　河原二丁目	四二三七番八、五二三〇番、一〇三二番七のうち実測六六二・五〇平方メートル 四二六二番一のうち実測七〇・〇九平方メートル、四二六三番一、四二七〇番一、四二七六番二、四二七六番四、四三〇〇番八、四三〇〇番七、四三〇〇番八 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び島田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	静岡県島田市稲荷一丁目	四〇四五番四

○文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	関係告示	下欄 所在地	地域
御所野遺跡	平成五年文部省告示第百五十一号及び平成十八年文部科学省告示第百十八号	岩手県二戸郡一戸町岩舘字御所野 同　根反字御所野	一番一 一二三番一二 岩手県二戸郡一戸町岩舘字御所野八番と同根反字御所野一二番一七に挟まれ同根反字御所野二一番二と同岩舘字御所野六番二に挟まれるまでの道路敷、同岩舘字御所野八番と同岩舘字御所野六番二に挟まれる道路敷を含む。
小峰城跡	平成二十二年文部科学省告示第二十三号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	福島県白河市郭内	一七七番二、一七七番五、一七七番一二、一七七番一一、一七七番一〇、一七七番一七、一七九番三、一七九番三八、一八一番五、一八一番二二、一八一番一、一八二番一三三、一八二番一、一八二番二、二〇三番一のうち実測六〇・六八平方メートル、二〇三番五のうち実測一〇・二三平方メートル、二〇三番六のうち実測四五・四二平方メートル、二〇四番のうち実測三五〇・七七平方メートル、二〇五番のうち実測一二六・二五平方メートル、二〇六番一のうち実測一五〇・三〇平方メートル、二〇六番二のうち実測二六三のうち実測一六一・八六平方メートル、二〇七番一のうち実測三一二七・三二平方メートル、二〇七番二、二〇七番三

	昭和四十年文化財保護委員会告示第十三号及び昭和五十二年文部省告示第百五十九号	栃木県下野市国分寺字釈迦堂	六二八番一、六二八番二、六八九番三
	平成十四年文部科学省告示第百七十七号、平成二十一年文部科学省告示第百十九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	千葉県富津市二間塚字東内裏塚	一九八四番
	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市大手三丁目 同　松本市城西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五二平方メートル、三番九三、三番九六 三番三、三番一五、三番三六、三番四二 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
昼飯大塚古墳	平成十二年文部省告示第百四十三号	岐阜県大垣市昼飯町字大塚	一七一番一、一七三番一
清水山城館跡	平成十六年文部科学省告示第二十六号	滋賀県高島市新旭町熊野本字地蔵谷 同　字西屋敷 同　字横林	五〇七番二、五〇八番六、五〇七番七、五〇八番八、五〇八番九、五〇八番一〇、五〇八番一一、五〇八番一二、五〇八番一三、五一九番一七 五五八番三、五五一番九、五五一番三二、五五一番八五、五五一番八九 七五四番四、七五四番五